

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称	殿
問い合わせ番号：	

第 号  
年 月 日

財務事務官

税務署長



源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

年 月 日に承認した源泉所得税の納期の特例適用につ  
いては、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

(処分の理由)

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

## 1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FCB7PB3)は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

## 2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

## 3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

## 4 出力要領

### (1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

### (2) 主な出力項目の内容

項目	内容
通知年月日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問い合わせ番号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連絡先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「宛名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承認年月日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…(提出先は )…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補完表示	宛名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「宛名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

## 5 記載要領

「処分の理由」欄には、納期の特例の取り消しを行う理由を記入する。

## 6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

## 7 留意事項

### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。